備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 港高等学校 | 　備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 家具什器類 | その他器具類 | 昭和47年４月10日 | １ | 256,000円 |
| ビデオ |
| 家具什器類 | その他器具類 | 昭和51年２月24日 | １ | 340,000円 |
| 掃除機 |
| 機械器具類 | 理化学器具類 | 昭和55年７月17日 | １ | 380,000円 |
| ミクロトーム |
| 家具什器類 | 箱類 | 昭和61年11月11日 | １ | 149,000円 |
| 飼育箱 |
| 家具什器類 | その他器具類 | 昭和62年７月27日 | １ | 153,300円 |
| ビデオコーダー |
| 機械器具類 | 通信器具類 | 平成15年８月26日 | １ | 114,240円 |
| シーケンサー |

　 | 検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号） |
| 措置の内容 |
| 現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。再発防止に向けて、関係職員に対し、備品の適正管理について周知を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年５月16日）